

公益財団法人 金子国際文化交流財団
令和5年度(2023年度)
私費外国人留学生奨学金給付生募集要項(指定校)

公益財団法人金子国際文化交流財団(以下「本財団」という)は、我が国の大学院に在学する私費外国人留学生の中から、奨学金給付生(以下「奨学生」という)を下記により募集する。

記

1. 奨学生に応募できる者

奨学生に応募できる者は、令和5年4月1日現在日本国内の本財団が指定する大学の大学院研究科(修士課程・博士課程)に在学するアジア出身の私費外国人留学生で日本に在住し、経済的援助を必要とし、学業成績が優秀な者とする。

ただし以下のものを除く。

- ①日本の小学校、中学校、高等学校のいずれかを卒業した者
- ②本年度春学期だけで大学院修了見込みの者
- ③専門職大学院在籍者

(注)「私費外国人留学生」とは、日本の大学において教育を受ける目的をもって入国し、大学に入学した外国人留学生(出入国管理及び難民認定法別表第一に定める「留学」の在留資格を有する者)で日本政府から奨学金を受けていない者をいう。

2. 奨学金

奨学金は月額60,000円を給付する。(年額72万円)

3. 奨学金の給付期間

奨学金給付期間 令和5年4月～令和6年3月(4,5月分は6月分と同時に給付)

4. 応募の手続き

- a. 奨学生に応募する者は、別紙様式1-1、1-2の申請書に次の書類を添えて、指定する日までに本財団に提出しなければならない。
 - ①成績証明書(現在または最近在学した学校の成績証明書)
 - ②別紙様式2の指導教員の推薦状
 - ③在留カード(在留資格「留学」が明記されているもの)のコピー(両面)
- b. a.の申請があったときは、大学長は、奨学生として適当かどうかを書類及び面接により選考し、適当と認めた者につき別紙様式3による推薦状を添付して本財団に推薦する。
- c. 本財団への応募は令和5年5月17日(水)必着とする。

提出期限：2023年4月26日
提出先：留学・国際交流課

5. 選考及び決定

本財団は、4. により大学長から推薦があったときは、本人と面接のうえ可否を決定し、在学する大学長を通じて本人に通知する。

6. 奨学金給付の休止、停止及び期間の短縮

- a. 奨学生が休学し、または長期にわたって欠席したときは、奨学金の給付を停止することがある。
- b. 奨学生の学業または性行等の状況により、奨学生としての適性を欠くと認めるときは、奨学金の給付を停止し、または給付期間を短縮することがある。
- c. a. または b. により、奨学金の給付を停止され、または期間を短縮された者についてその事由が止んだと認めるときは、奨学金の給付を復活することがある。

7. 支給の打切り

奨学生が次の a から d までのいずれかに該当すると認められた場合は奨学金の給付を打切ることがある。

- a. 申請書の記載事項に虚偽が発見されたとき。
- b. 大学において懲戒処分を受けまたは成業の見込みがないと判断されたとき。
- c. 日本以外の国へ留学または退学したとき。
- d. その他奨学生としての資格を失ったとき。

8. 転学

奨学生が転学したときは、特別の事情があると認められる場合を除き、奨学金の給付を辞退したものとみなす。

9. 返納

奨学金の給付後において、6. の a、b または 7. の事由が生じていたことが判明した場合には、すでに交付した奨学金の全部または一部を返納させることがある。

10. 大学の報告義務

上記 6. 7. 8. に該当する事由が生じた場合は、大学の担当部署は速やかに本財団に連絡しなければならない。

11. 財団の行事及び報告書の提出

奨学生は本財団の行事には原則として参加しなければならない。また、本財団から照会があったときは、学習の状況等について報告しなければならない。

12. 注意事項

月額 50,000 円(年額 600,000 円)以上の他の奨学金等を受けている者については採用しない。

13. 問い合わせ先

公益財団法人 金子国際文化交流財団

住所 〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 4-8-4 ORAGA ビル 6 階

電話 03-3371-2174 FAX 03-5937-5437 E-mail : info@kanekozaidan.or.jp

問い合わせ先：埼玉大学留学・国際交流課

Email: ryugaku@gr.saitama-u.ac.jp

TEL:048-858-3011